

# 見積書提出依頼

平成31年3月19日(火)13:30

件名	平成31年度 八重山運輸事務所の機械設備保守管理業務
業務内容等	別紙(仕様書)のとおり
履行期限	平成31年4月1日 ~ 平成32年3月31日
見積書提出場所	〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 沖縄総合事務局 総務部 会計課 支出負担行為第2係
	※ 見積書を郵送する場合は下記提出期限までに必着とし、下記見積書に関する問い合わせ先へ受領を確認すること
見積書提出期限	平成31年3月26日(火)13:30厳守
見積書に関する 問い合わせ先	沖縄総合事務局 総務部 会計課 支出負担行為第2係
	TEL:098-866-0031(内線)81347
仕様書に関する 問い合わせ先	沖縄総合事務局 八重山運輸事務所 宜名真
	TEL:0980-82-4772
留意事項	発注依頼は、見積書提出期限の17:00までに電話連絡いたします。(発[1]注のない事業者様への連絡は控えさせていただきますのでご了承ください。)
備考	※ 本業務に係る契約締結は当該業務に係る平成31年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件といたします。
	(1) 「オープンカウンター方式実施要領」に基づき手続きを進めますので、要領を熟読の上、見積書を提出してください。
	(2) オープンカウンター参加者は、見積書の提出をもって暴力団排除に関する誓約事項(別添)に誓約したものとします。
	(3) 見積書は任意様式でご提出願います。ただし、下記について御留意ください。 ・ 提出日及び件名を記載する。 ・ 宛名は「沖縄総合事務局総務部長」とする。 ・ 会社名、代表者役職、氏名を記載し、代表者印(又は社印+個人名印)を押印する。 ・ <b>見積金額については、税抜金額、消費税額及び税込合計額を記載する。なお、一円未満の端数がある場合は切り捨てることとする。</b> <b>※事業者の決定は、税抜価格で行います。</b>
	(4) 年間契約として、契約金額が150万円未満の場合は請書、150万円を超える場合は契約書を交わしますのでご留意ください。
	(5) 支払いは年2回(半年毎)払いとし、適法な請求書を受理した日から30日以内の支払いとします。請求書は各入居官署(八重山運輸事務所、独立行政法人自動車技術総合機構八重山事務所)に対し、分担額に応じて提出するものとします。
(6) 仕様書等に関する質問については、上記担当者までご連絡ください。	

## 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について入札書又は見積書の提出をもって誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴府（庁）の求めに応じて当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報等を警察に提供することについて同意します。

### 記

1 次のいずれにも該当しません。また、当該契約満了まで該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2 暴力団関係業者を下請負又は再委託の相手方としません。

3 下請負人等（下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に締結する場合の当該契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は下請負人等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

# 平成31年度八重山運輸事務所の機械設備保守管理業務 仕様書

契約期間：平成31年4月1日～平成32年3月31日

履行業務：①空調設備保守点検業務  
②消防用設備保守点検業務  
③自家用電気工作物の電気保安管理業務

実施場所：沖縄総合事務局八重山運輸事務所  
独立行政法人自動車技術総合機構八重山事務所  
(沖縄県石垣市真栄里863-15)

【仕様 ①】

## 空調設備保守点検

### 1. 適用

この仕様書は、沖縄総合事務局及び独立行政法人自動車技術総合機構沖縄事務所が発注する下記の事業に適用する。業務の履行については、契約書等によるもののほか、この仕様書の定めるところによる。

なお、契約は、沖縄総合事務局総務部長及び独立行政法人自動車技術総合機構沖縄事務所長並びに受注者との三者契約とする。

### 2. 事業名称

空調設備保守点検業務

### 3. 契約期間

平成31年4月1日～平成32年3月31日

### 4. 契約の対象物

名称 沖縄総合事務局八重山運輸事務所

所在地 石垣市真栄里863-15

対象設備

所長室 ACP-3

ダイキン工業：SZRC56BAT 1式（室内機1台 室外機1台）

会議室 ACP-4

ダイキン工業：SZRC112BC 1式（室内機1台 室外機1台）

事務所及び客溜り ACP-5

ダイキン工業：RXYP280DAE 室外機1台

ダイキン工業：FXYP71MJ 室内機2台

ダイキン工業：FXYP80MJ 室内機2台

休憩室 ACP-2

ダイキン工業：SZRK40BT 1式（室内機1台 室外機1台）

検査場 ACP-1

ダイキン工業：RZYP40CAT 1式（室内機1台 室外機1台）

検査場 ACP-6①

三菱電機：MDC-60TA 1式（室内機1台 室外機1台）

検査場 ACP-6②

ダイキン工業：SSDP63B 1式（室内機1台 室外機1台）

## 5. 業務内容

当該所在地に設置してある空調設備の機能保全のため技術員を派遣し、下記のとおり保守業務を行う。

### (1) 点検時期

冷房期間(自 5月1日 至 11月30日)中の点検、調整を毎月1回(計7回)、ただし、5月は冷房開始前の点検を同時に実施し、11月は冷房終了後の点検調整を同時に実施する。また、5.(2)⑦については、3ヶ月毎に1回(計4回)実施するものとする。

### (2) 保守業務内容

- ①自動制御装置の点検調整
- ②電気関係の絶縁測定
- ③運転状態の確認
- ④冷媒漏れの点検
- ⑤送風機の点検
- ⑥機械清掃
- ⑦フロン排出抑制法に基づく簡易点検

## 6. その他

- (1) 業務に必要な材料、器具及び消耗品は、受注者の負担とする。
- (2) 本仕様書に定めのない事項については、監督職員と緊密な連絡をとり、その指示に従うこととする。
- (3) 当該業務場所での作業終了後、保守点検票を提出すること。

## 7. 受注者の責務

### (1) 個人情報の保護

本業務を実施するにあたって、【別紙】「個人情報取扱特記事項」に基づき、業務上知り得た情報の開示、漏洩、又は本業務以外の用途に使用しないこと。また、そのために必要な措置を講じること。

関係者等に対しメールによる連絡をする場合にあっては、他の受信者のメールアドレスが閲覧できないようBCC機能により送信するなど、個人情報等(他の受信者の個人情報以外の情報を含む。)の流出防止に万全を期すこと。

### (2) 障害者に対する社会的障害の除去の実施に対する合理的配慮

本業務の実施するにあたって、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)第9条第1項に基づく「内閣府本府における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領※」(平成27年11月2日内閣府訓令第39号)第3条に規定する合理的配慮について留意すること。

※URL : <https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/pdf/taioyoryo.pdf>

## 【仕様 ②】

# 消防設備保守点検

### 1. 適用

この仕様書は、沖縄総合事務局及び独立行政法人自動車技術総合機構沖縄事務所が発注する下記の事業に適用する。業務の履行については、契約書等によるもののほか、この仕様書の定めるところによる。

なお、契約は、沖縄総合事務局総務部長及び独立行政法人自動車技術総合機構沖縄事務所長並びに受注者との三者契約とする

### 2. 事業名称

消防設備保守点検業務

### 3. 契約期間

平成31年4月1日～平成32年3月31日

### 4. 契約の対象物

名称 沖縄総合事務局八重山運輸事務所

所在地 石垣市真栄里863-15

対象設備 消火器7本

### 5. 業務内容

消防法17条の3の3の規則に基づき、当該所在地に設置してある消火器具（消火器7本）の機能保全のため技術員を派遣し、保守点検業務を行う。

### 6. その他

(1) 契約期間中における点検時期は、次のとおりとする。

外観及び機能点検 年1回

外観、機能及び総合点検 年1回

(2) 業務に必要な材料、器具及び消耗品は、受注者の負担とする。

(3) 本仕様書に定めのない事項については、監督職員と緊密な連絡をとり、その指示に従うこととする。

(4) 当該業務場所での作業終了後、報告書を提出すること。また、消防署への点検結果報告の手続きを行うこと。

### 7. 受注者の責務

(1) 個人情報の保護

本業務を実施するにあたって、【別紙】「個人情報取扱特記事項」に基づき、業務上知り得た情報の開示、漏洩、又は本業務以外の用途に使用しないこと。また、そのために必要な措置を講じること。

関係者等に対しメールによる連絡をする場合にあっては、他の受信者のメールアドレスが閲覧できないようBCC機能により送信するなど、個人情報等（他の受信者の個人情報以外の情報を含む。）の流出防止に万全を期すこと。

（２）障害者に対する社会的障害の除去の実施に対する合理的配慮

本業務の実施するにあたって、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第9条第1項に基づく「内閣府本府における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領※」（平成27年11月2日内閣府訓令第39号）第3条に規定する合理的配慮について留意すること。

※URL：<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/pdf/taioyoryo.pdf>

## 【仕様 ③】

# 自家用電気工作物保安管理業務

### 1. 適用

この仕様書は、沖縄総合事務局及び独立行政法人自動車技術総合機構沖縄事務所が発注する下記の事業に適用する。業務の履行については、契約書等によるもののほか、この仕様書の定めるところによる。

なお、契約は、沖縄総合事務局総務部長及び独立行政法人自動車技術総合機構沖縄事務所長並びに受注者との三者契約とする。

### 2. 業務の目的

この仕様書は、自家用電気工作物保安管理業務（以下「業務」という）を遂行するのに必要な仕様を示すものであり、電気設備についての特殊性を十分認識し、関係法令並びに電気設備技術基準で定められた機能の維持と電気設備保安管理業務を円滑及び適切に行うことにより、電気設備を正規の状態に維持し、常に安全かつ良好な状態を保ち、機器の耐久性及び安全性の向上を図ることを目的として、総合的な点検及び診断を誠実に履行する。

ただし、この仕様書に示されていない事項については、お互い協議の上これを実施するものとする。

(1) 施設名：沖縄総合事務局八重山運輸事務所

(2) 所在地：石垣市字真栄里 8 6 3 - 1 5

### 3. 契約期間

平成 3 1 年 4 月 1 日～平成 3 2 年 3 月 3 1 日

### 4. 対象設備

対象となる電気工作物は次のとおりとする。

(1) 受電及び変電設備（高圧機器全般）

(2) 高圧電線路全般

(3) 配電盤に接続している低圧回路（主幹線）

### 5. 保安管理業務の内容及び範囲

#### ■月次点検（毎月 1 回）・年次点検月は含まないものとする。

月次点検は次の通りとし、詳細は別紙『巡視・点検・測定及び試験基準』に基づき実施するものとする。

(1) 目視点検

機器の異音、異臭、変形、変色、発錆、油漏れ等の点検を実施する。

(2) 活線温度測定

機器本体の温度及び母線接続部等の温度を赤外線放射温度計を用い、活線状態で測定し、異常温度の有無を確認する。

#### ■不具合箇所の調査・報告

不具合箇所については、分電盤の二次側まで測定及び調査を実施する。ただし、天井内・配管内・ボックス内の配線切り離し調査及び設備機器・照明器具等の分解調査は、別途費用とする。

#### ■年次点検

年次点検は次の通りとし、詳細は別紙『巡視・点検・測定及び試験基準』に基づくものとする。

(1) 目視点検

機器の異音、異臭、変形、変色、発錆、油漏れ等の点検を実施する。

(2) 活線温度測定

機器本体の温度及び母線接続部等の温度を赤外線放射温度計を用い活線状態で測定し、異常温度の有無を確認する。

(3) 絶縁抵抗測定

高圧及び低圧回路（主幹線）の絶縁抵抗を測定する。

(4) インターロック試験

精密点検は年次点検には含めず、双方で別途協議し実施する。

■工事期間中の点検

工事期間中は、別紙『巡視・点検・測定・試験基準』に定める外観点検を行い、自家用電気工作物の施工状況及び技術基準への適合状況の確認を行うこと。

6. 不良箇所の改善報告

この業務を遂行中に電気設備が法令で定める『電気設備技術基準・解釈』に基づき、不良設備と判断されたときは、直ちに発注者担当者に報告し双方協議の上、速やかに適切な措置を講ずるものとする。

7. 故障時の原因調査

電気設備に異常が発生した場合は、発注者からの連絡があり次第、速やかに原因を調査し、応急措置を助言し、再発防止につきとるべき措置を報告するものとする。

8. 安全の確保

業務の遂行にあたっては、関係法令の遵守に努め、事故の防止等の安全確保に万全を期するものとする。

9. 業務計画

この業務の実施に先立ち、発注者担当者と十分な打合わせを行い、かつ下記の書類等を作成し、提出するものとする。

(1) 業務計画表

(2) その他必要な事項

10. 緊急時応動

電気事故、その他災害が発生した場合等の緊急時の対応については、勤務時間内外を問わず、発注者担当者からの連絡があれば直ちに対応するものとする。

11. 報告書の作成及び提出

設置者が、保安管理業務の結果について電気保安業務担当者等から報告をうけ、その記録（当該業務を実施した電気保安業務担当者等の氏名を含む）を確認及び保存する。

12. 受注者の責務

(1) 個人情報の保護

本業務を実施するにあたって、【別紙】「個人情報取扱特記事項」に基づき、業務上知り得た情報の開示、漏洩、又は本業務以外の用途に使用しないこと。また、そのために必要な措置を講じること。

関係者等に対しメールによる連絡をする場合にあつては、他の受信者のメールアドレスが閲覧できないようBCC機能により送信するなど、個人情報等（他の受信者の個人情報以外の情報を含む。）の流出防止に万全を期すこと。

(2) 障害者に対する社会的障害の除去の実施に対する合理的配慮

本業務の実施するにあたって、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第9条第1項に基づく「内閣府本府における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領※」（平成27年11月2日内閣府訓令第39号）第3条に規定する合理的配慮について留意すること。

※URL：<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/pdf/taioyoryo.pdf>

**13. その他**

上記以外の事項については、双方で別途協議するものとする。

## 巡視・点検・測定及び試験基準

【別表】

対象		項目	月次点検	年次点検	
			点検項目	点検項目	測定・試験項目
受	引込線及び支持物	電線の高さ・他の工作物及び樹木等との距離・標識・保護柵の状況	電柱・腕金・碍子・支線の状態・電線取付状態	絶縁抵抗測定	
	構造物	受電室建物・キュービクル式受電設備の金属製外箱・配電設備	受電室建物・キュービクル式受電設備の金属製外箱・配電設備	接地抵抗測定	
	断路器及び引込みケーブル	受刃の接触・過熱・変色・緩み・汚損・異物付着・ヘッド	受刃の接触・過熱・変色・緩み・清掃その他ヘッドの状態	絶縁抵抗測定	
設	遮断器及び開閉器類	外観点検・汚損・油漏れ・亀裂・過熱・表示ランプの確認その他・温度測定	外観点検・清掃・腐食・油量・発錆・変形・機構・付属装置の状態・接続部・その他	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定 必要により特性試験の実施	
	母線	各接続部等の温度測定・他物との離隔距離・がいし類及び支持物の状態	母線接続部等の緩み・がいし及び支持物等の状態・腐食・損傷の確認	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定	
備	計器用変成器	各部の損傷・腐食・接触・発錆・緩み・変形・亀裂・汚損・ヒューズの異常・温度測定等 接地線接続部	各接続部等の状態確認・ヒューズ・亀裂・汚損・その他	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定	
	避雷器	外部の損傷・亀裂・緩み・汚損・接地線定	外部の損傷・汚損・清掃その他	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定	

## 巡視・点検・測定及び試験基準

【別表】

対象		項目	月次点検	年次点検	
			点検項目	点検項目	測定・試験項目
受電設備	受・配電盤	電圧、負荷電流測定 計器の異常・表示灯の異常・操作及び切替開閉器等の異常 その他必要事項	各部の損傷・過熱・緩み・断線・接触・脱落 ・断線・接触・配線付号・接地線接続部・裏面配線の塵埃	接地抵抗測定 保護継電器の動作試験 シーケンス試験	
	電力用コンデンサ	外観点検・漏油・異常音・振動	各部の損傷・腐食・膨らみ等の確認	絶縁抵抗測定 発要に応じて特性試験の実施	
	蓄電池	液面・沈殿物・隔離板・端子の緩み・及び電圧・比重・温度測定	充電装置の内部・作動状況	液面の点検 電圧の確認	
配電設備	断路器 遮断器 開閉器	受電設備用と同じ	受電設備用と同じ	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定 必要により動作特性	
	変圧器	外観点検・温度測定・漏油・冷却装置の状態確認・損傷・腐食・漏えい 電流測定	端子等の接続状態・温度測定・漏油・冷却装置の状態確認・損傷・腐食		
	ケーブル (幹線)	ケーブル・接続箱・分岐箱等の過熱・損傷・腐食・標識・他物との離隔距離	ケーブルヘッドの腐食・亀裂・損傷等の確認	絶縁抵抗測定	

## 巡視・点検・測定及び試験基準

【別 表】

対 象		項 目		
		月 次 点 検	年 次 点 検	
		点 検 項 目	点 検 項 目	測 定 ・ 試 験 項 目
負 荷 設 備	電動機その他回転機	音響・回転数・過熱・異臭・給油状況 温度測定	音響・振動・温度・各部の汚損・緩み・伝達装置の異常・制御装置 点検・接地線接続部	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定
	電熱装置	温度・変形・損傷 ・接続部の変色・過熱・腐食	各部の変形・損傷・可燃物との離隔状況	絶縁抵抗測定
	照明設備	異音・異臭・汚損 ・不点灯	清掃その他	絶縁抵抗測定
	接地工事	接地線、保護管等	接続部の変色・腐食 ・電線取付状態・増し締め	接地抵抗測定
	配 線	開閉器の点検・湿気・塵埃等の有無	開閉器及び器具等の接続	絶縁抵抗測定

## 個人情報取扱特記事項

### (個人情報保護の基本原則)

- 1 受注者は、個人情報（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第18号）第2条第2項に規定するものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約に基づく業務を実施するに当たり、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

### (秘密の保持)

- 2 受注者は、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は契約の目的以外の目的に使用してはならない。  
この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

### (業務従事者への周知)

- 3 受注者は、直接的であるか間接的であるかを問わず、受注者の指揮監督を受けてこの契約による業務に従事している者（以下「業務従事者」という。）に対して、在職中及び退職後においてもこの契約に基づく業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護の徹底について周知しなければならない。

### (適正な安全管理)

- 4 受注者は、この契約に基づく業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん、又は損傷の防止その他の個人情報の適切な安全管理のために必要な措置を講じなければならない。また個人情報の漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、利用目的、業務の内容、個人情報の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、氏名を番号に置き換える等の匿名化措置を行わなければならない。

### (再委託の制限等)

- 5 受注者は、発注者が承認した場合を除き、個人情報の取り扱い業務を再委託してはならない。また、再委託する場合にあっては、受注者は、再委託先（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第2号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）への必要かつ適切な監督を行わなければならない。

### (収集の制限)

- 6 受注者は、この契約に基づく業務に係る個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

### (利用及び提供の制限)

- 7 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を当該契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

- 8 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(安全管理の確認)

- 9 発注者は、受注者が取り扱う個人情報の安全管理措置が適切に行われていることを適宜確認することとする。また、発注者は必要と認めたとき、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は受注者が個人情報を取り扱う場所で、当該取扱状況を検査することができる。

発注者は、委託する業務に係る個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、受注者における管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認するものとする。

(業務従事者の監督)

- 10 受注者は、業務従事者に対し、個人情報に関する秘密保持義務を負わせるとともに、その目的外利用を禁止するものとする。

受注者は、本件業務の遂行上、実際に個人情報を取り扱う業務従事者の範囲を限定するものとし、当該業務従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

受注者は、業務従事者が退職する場合、当該業務従事者に対し、退職後の秘密保持義務に関する誓約書の提出を求めるなど、在任若しくは在職中に知り得た全ての個人情報の返還又は破棄を義務づけるために合理的に必要と認められる措置を講ずるものとする。

(改善の指示)

- 11 発注者は、報告、資料の提出又は実地検査の結果、受注者において個人情報の安全管理措置が十分に講じられていないと認めたときは、受注者に対し、その理由を書面により通知かつ説明した上で、安全管理措置の改善を要請することができるものとする。

受注者は、前項の要請を受けたときは、安全管理措置の改善について発注者と協議を行わなければならない。

(廃棄等)

- 12 受注者は、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報について、発注者から指示があったとき又は保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに発注者への返却、廃棄又は消去（以下「廃棄等」という。）しなければならない。なお、受注者がこの契約に基づく業務に関して知り得た個人情報の廃棄等を行った場合には、発注者に対して、速やかにその旨を書面で報告するものとする。

(事故発生時における報告)

- 13 受注者は、この契約に基づく個人情報に関する事項に違反する事態が生じ、又はおそれがある場合は、直ちに発注者へ報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(違反した場合の措置)

- 14 発注者は、受注者が記載事項に違反した場合は、契約を解除することができるとともに必要な措置を求めることができる。